

# 意見交換資料

ENEOS(株)大分製油所	...	P1
住友化学(株)大分工場	...	P3
王子マテリア(株)大分工場	...	P5
経済産業省 九州経済産業局	...	P6
国土交通省 九州地方整備局	...	P13



### 2040年に向けたエネルギー政策の政府方針

前提

安全性を大前提に、エネルギー安定供給を第一として、**経済効率性の向上と環境への適合を図る**

方針

2040年に向け、**経済合理的な対策から優先的に**講じていくといった視点が不可欠。S+3Eの原則に基づき、**脱炭素化に伴うコスト上昇を最大限抑制するべく**取り組んでいく

**弊社としてもお客様が受け入れやすい経済合理的なカーボンニュートラル施策を先行させる必要あり**

### ENEOSグループの想定する社会シナリオ

市民意識と国際関係のキードライバーを基に3つの社会シナリオを想定<sup>※1</sup>



### 各シナリオにおける世界観

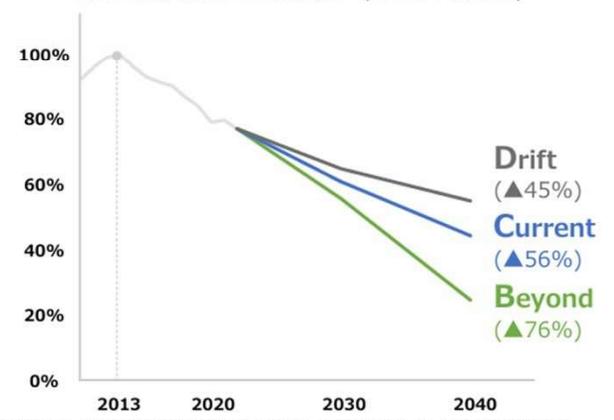
	社会動向	エネルギー動向
<b>Drift シナリオ</b> (+3.0~4.0℃ <sup>※2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>各国が自国経済を優先し<b>脱炭素の進展は限定的</b></li> <li>各国の環境政策・政府支援は進展せず、<b>削減義務の強制力は限定的</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自国成長に資する低コストな<b>化石燃料へ依存</b></li> <li>更なる<b>再エネの拡大は限定的</b></li> <li>脱炭素革新技術の導入は極めて限定的</li> </ul>
<b>Current シナリオ</b> (+2.0~2.5℃ <sup>※3</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な脱炭素の連携が限定的な中、<b>先進国を中心に環境取組み・政策が進展</b></li> <li>国際ルールの整備が進んでいる<b>航空・船舶等の取組みが進展</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>LNG・バイオマス等の低炭素施策が進展</b></li> <li>経済合理性のある<b>再エネが進展</b></li> <li><b>CCS等の脱炭素技術も一部導入</b></li> </ul>
<b>Beyond シナリオ</b> (+1.5~2.0℃ <sup>※4</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境意識が高まり<b>世界全体で脱炭素が進展</b></li> <li>脱炭素施策に対する政府支援が大幅拡充し、<b>脱炭素革新技術が進展</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>化石燃料は減少傾向</b></li> <li><b>再エネ導入が大幅に進展</b></li> <li><b>水素やCCS等の革新技術導入により経済効率性が大幅に向上</b></li> </ul>

( )内は世界平均気温<sup>※5</sup>

### 各シナリオにおける想定排出削減経路 (国内)

国際的な社会情勢も受けて変動する国内における各ドライバーの状況に基づき、社会シナリオごとの国内の排出削減経路を想定しました。

国内の温室効果ガス排出量<sup>※</sup> (2013年度基準)



※1 IEA WEO2024やIPCC第6次評価報告書を基に将来予測を整理したものであり、ENEOSグループのカーボンニュートラルに向けた排出削減目標や戦略を示すものではない  
 ※2 IPCC 第6次評価報告書 C6~7相当 ※3 IPCC 第6次評価報告書 C4~5相当 ※4 IPCC 第6次評価報告書 C1~3相当 ※5 1850~1900年の平均気温を基準

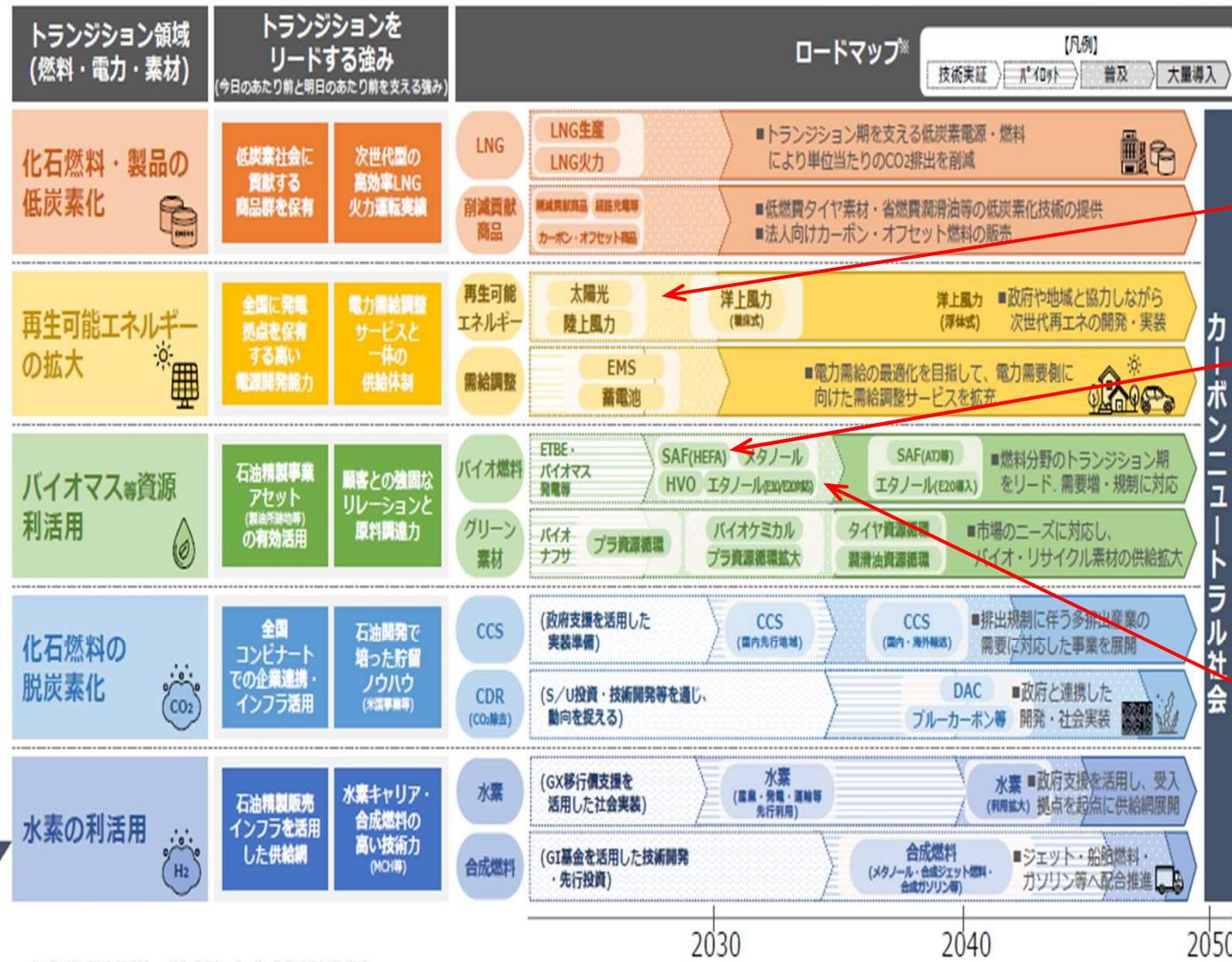


# ENEOS カーボンニュートラルに向けた取り組み

2/2

【社内限り】

社会におけるトランジションの進展



### 多様な電源の開発・運転

<b>太陽光発電所</b>  水戸 (44.4MW) 白河ソーラーパーク (74MW)	<b>陸上風力発電所</b>  折尾島南側一 (46.8MW) 朝岡八森山 (17.0MW)	<b>バイオマス発電所</b>  神橋バイオマス (24.4MW) ハイブリッド (太陽光+風力) 鹿屋 (0.6MW) ※太陽光と風力の合計
--	---	---

### 廃食油などを原料とするカーボンニュートラル燃料事業

原料調達・製造・販売まで一貫した事業体制を確立

国内: 家庭廃食油、廃食油回収事業者 (不特定多数事業者)  
 海外: 廃食油・製菓、大豆油・菜種油等

原料前処理設備 → バイオ燃料製造 (ENEOS 和歌山SAF製造設備)

製品: バイオナフサ、SAF (持続可能な航空燃料)、リニューアブルディーゼル

供給先: バイオケミカルとして活用、エアライン顧客へ供給、船陸運送会社等へ供給

### 草木 (セルロース) からのエタノール製造技術開発

TOPPAN様の古紙処理技術と当社のセルロースエタノール製造技術で2030年代前半の事業化を目指す

原料: TOPPANグループ古紙、自治体古紙、賛同企業古紙、セルロース系廃棄物

バイオエタノール製造工場 (新設) → 前処理 → BE製造 → 炭酸ガスメーカー

製品: バイオガソリン、バイオジェット燃料、バイオケミカル原料

食料と競合しない 様々なセルロース系バイオマス資源の活用を検討中

## 第5回「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議

### 1. 化学業界 カーボンニュートラル実現に向けた現状と取組

2023/3/17 日化協リリース

日本化学業界の目標は『2013年度を基準として32%減の2,000万t-CO<sub>2</sub>を削減』

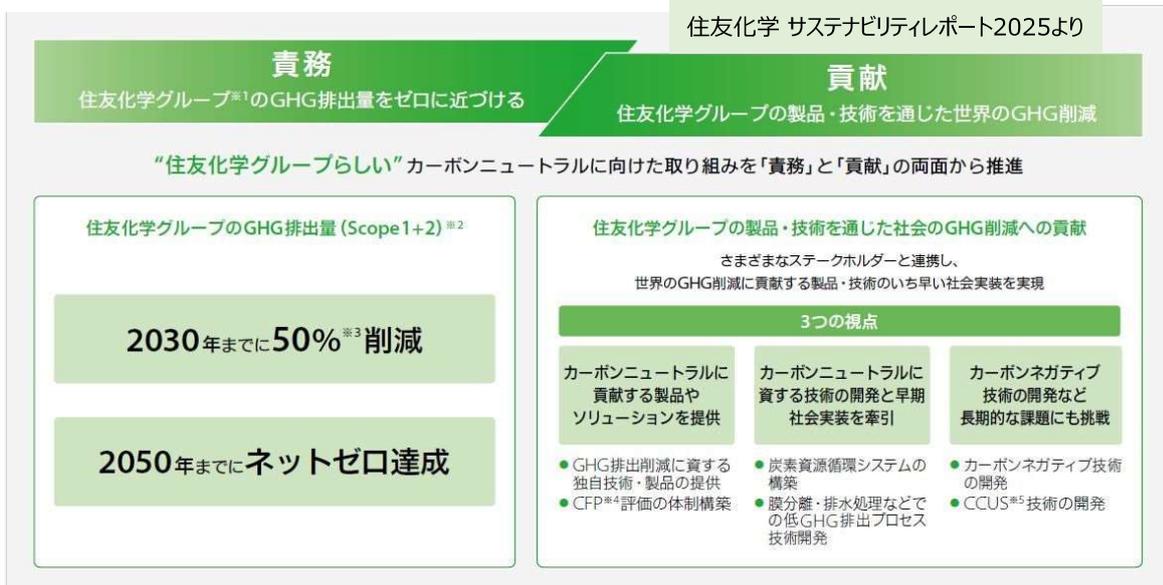
#### ◆化学産業におけるカーボンニュートラルに向けて重要となる対応

- ・原料を化石原料から地表にある炭素源の循環に転換すること
- ・製造時に使用するエネルギーをカーボンニュートラル燃料へ転換してCO<sub>2</sub>排出量を減らすこと

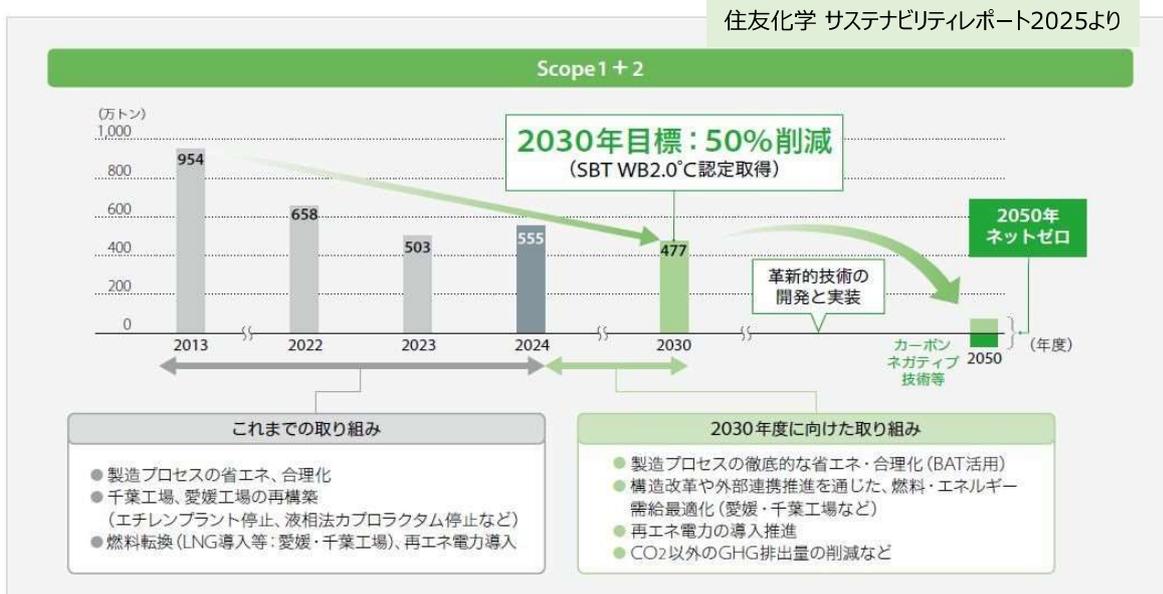
『化学業界における地球温暖化対策の取り組み』  
2023/1/26 日化協 資料より

#### ◆CO<sub>2</sub>を削減する新たな原料プロセスへの大型投資を進めつつ国際競争力の維持・強化を迫及する

### 2. 住友化学グループのカーボンニュートラルに向けたグランドデザイン



### 3. GHG排出量の推移と削減目標



## 4. 住友化学の取り組み（2025年）

大手電機・自動車会社向けにアクリル樹脂のケミカルリサイクル品を販売開始

2025/3/6 ニュースリリース

同取り組みで第19回 日化協レスポンシブル・ケア賞「RC審査員特別賞」を受賞

2025/6/3 ニュースリリース

化学品の自動運転トラックによる幹線輸送の実証を開始

～環境配慮型輸送にトライ～

2025/5/8 ニュースリリース

バイオマス原料を使用したスーパーエンブラの量産技術を確立

～27年度からの供給開始を目指す～

2025/6/12 ニュースリリース



## 5. 大分工場のカーボンニュートラルに向けた取り組み



以上

### 1. 気候変動問題への対応

非化石エネルギー利用量の拡大による温室効果ガスの削減を行い、自社林の森林保全・植林を通じた森林の温室効果ガス吸収効果と合わせ、2040年のスコープ1、2のネット・ゼロ・カーボン化を達成する。(森林吸収による排出量相殺に上限は考慮しない)

#### 1) スコープ1、2 GHG排出量削減

- 2040年度に2018年度対比で排出量を50%削減
- 2040年度に2018年度排出量の50%相当分を森林により吸収固定

1. エネルギー消費量削減 エネルギー消費原単位 1%/年以上削減
2. 購入電力非化石比率100% 2040年度 購入電力非化石比率100% (証書利用を含む)
3. 石炭使用量ゼロ 2040年度 石炭使用量ゼロ
4. 低炭素水素などの導入開始 水素、アンモニア、e-methane (合成メタン) 等

#### 2) スコープ3 GHG排出量削減

- カテゴリー4 チップ船からの排出量 2018年度対比40%削減

### 2. ネイチャーポジティブの推進

持続可能な森林経営を推進して森林の多面的機能を高めるとともに、生態系を保全・回復する取り組みを継続・拡大し、世界のネイチャーポジティブの達成に貢献する。

#### 1) 豊かな森づくり

1. 持続可能な森林経営
  - 森林破壊ゼロの継続
  - サプライヤーデューディリジェンス 1回/年以上
  - 自社森林認証取得率100%と森林認証製品の拡充

#### 2) 生物多様性保全

- バリューチェーンを含めた事業活動において自然への重要な依存と影響を特定し、生態系に配慮した事業活動を通して生物多様性の損失を回避する。
  - 天然林再生面積 (2018-2040) 5,000 ha以上、郷土樹種植栽本数 (2018-2040) 900千本以上
  - 緑の回廊設置面積 (2018-2040) 6,000 ha以上
- 先住民族を含む地域社会や環境NPOと協力して、稀少動植物の保護・育成や生態系の保全・回復に取り組む。
- プラスチック汚染の防止に向け、環境配慮型紙パッケージ製品や生分解性・バイオマス素材の研究開発を推進する。

### 3. サーキュラーエコノミーの推進と汚染物質削減

資源の循環的利用を推進して社会のサーキュラーエコノミー移行へ貢献するとともに、環境負荷低減に継続して取り組む。

#### 1) サーキュラーエコノミーの推進

1. 廃棄物の有効利用率維持、向上 国内：99%以上、海外：95%以上
2. 古紙利用の推進 国内：段原紙古紙利用率90%以上
3. 取水総量の削減 2018年度対比10%以上の削減
4. 高水リスク地域におけるステークホルダーエンゲージメント実施 年1回以上実施
5. 再生可能な森林資源を用いた、木質由来糖液をはじめとする化石資源代替素材の製造技術の確立と商用化

#### 2) 汚染物質削減

1. 排水汚濁負荷の削減 (測定対象会社当たり) BOD, COD, SS総量 2018年度対比 20%削減
2. 大気汚染負荷の削減 (測定対象会社当たり)
  - SOx総量 2018年度対比50%削減、NOx総量 2018年度対比10%削減、VOC排出原単位 2018年水準の維持

### 4. ステークホルダーエンゲージメント

環境や社会に配慮した調達への拡充に取り組み、脱炭素社会に貢献する製品を製造するとともに、環境法規制を遵守した事業活動を推進する。

#### 1) サプライヤーマネジメントの推進

- 第三者機関監査も含めたサプライヤーマネジメント体制を強化し、人権や環境に配慮した調達を行う。
  - サプライヤー人権・環境デューディリジェンス 1回/年 実施

#### 2) 環境事故ゼロ、製造物責任事故ゼロ

- 環境法令違反、製造物責任事故をゼロとする。

# 九州経済産業局からの情報提供

2026年1月13日

九州経済産業局 資源エネルギー環境部

## GX2040ビジョンの主な進捗

	目指す姿と取組例(2025.2)	主な進捗(2025.12現在)
<b>GX産業構造</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たなGX事業の創出</li> <li>● サプライチェーンの高度化</li> <li>● GX市場創造</li> <li>● 中堅・中小のGX 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資やイノベーションを促進する<b>需要の創出拡大</b>に向けた支援の検討・一部構築。</li> <li>● GX機構によるスタートアップ支援の実施（<b>Inno EnergyとのMOC締結、蓄電池スタートアップへの出資</b>）。</li> <li>● 省エネ投資支援を中心に<b>中堅・中小企業のGX</b>を後押し。</li> </ul>
<b>GX産業立地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな産業用地の整備</li> <li>● 脱炭素電源の整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>2025年8月26日 GX戦略地域制度の創設</b>。当日から2ヶ月間、地域等含め提案・募集を実施。</li> <li>● <b>2025年12月 GX戦略地域の公募開始</b>（予定）。</li> </ul>
現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>● AZEC等をはじめとした各国との協調 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年10月、<b>AZEC首脳・閣僚会合開催</b>。ファイナンス等の政策協調や個別プロジェクトを着実に実施。</li> <li>● ICMA及びLMAによる<b>新たなトランジション・ファイナンス</b>にかかるガイドの公表。</li> </ul>
<b>GXを加速させるための個別分野の取組</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づいたGXの取組</li> <li>● 資源有効利用促進法改正案の提出 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● GXの16分野を中心に<b>官民ロードマップ</b>である分野別投資戦略に沿って、<b>引き続き複数年にわたる予算措置</b>で研究開発から設備投資等を支援（例：製造、運輸、エネルギー）。</li> <li>● <b>2025年5月 改正資源法成立</b>。再生材利用義務化の対象資源に<b>プラスチック</b>、対象製品に<b>自動車、家電4品目、容器包装</b>を指定し、2026年度より施行。</li> <li>● エネルギー基本計画に位置付けられている取組の着実な実施。</li> </ul>
<b>成長志向型カーボンプライシング構想</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出量取引制度の本格稼働</li> <li>● 化石燃料賦課金の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>2025年5月 改正GX推進法成立</b>。<b>来年度からの排出量取引制度の開始</b>に向け、排出量取引制度小委員会で詳細設計を議論。12月には<b>排出枠の割当方法</b>などの制度の大枠についてとりまとめを実施。</li> </ul>
<b>公正な移行</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移行に伴う雇用・人材への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● GX分野のリスキリング支援や、製造プロセス転換を支援する際の事業者の取組の確認等を引き続き実施。</li> <li>● 2025年3月、GX企業の<b>人材確保に関する事例集</b>を公表。</li> </ul>



令和7年12月22日  
第16回GX実行会議資料  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaiji/dai16/sairyu1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiji/dai16/sairyu1.pdf)

# 排出量取引制度について

本チラシは2025年11月時点の情報です

経済産業省  
九州経済産業局

## カーボンプライシング制度 スタートします

2025年5月28日に改正GX推進法が可決・成立しました。事業者の脱炭素投資を促すため、CO2の排出に価格をつけるカーボンプライシングの一つ、「排出量取引制度」が2026年度から本格稼働します。2028年度からは「化石燃料賦課金」も導入されます。

### 排出量取引制度（2026年度～）

① 排出枠の割当  
一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。

② 排出枠の取引の実施  
市場を介して実績との過不足分を融通。

③ 排出枠の取引の促進  
不処分を減らす

④ 排出枠の削減  
削減

⑤ 排出枠の削減  
削減

⑥ 排出枠の削減  
削減

⑦ 排出枠の削減  
削減

⑧ 排出枠の削減  
削減

⑨ 排出枠の削減  
削減

⑩ 排出枠の削減  
削減

⑪ 排出枠の削減  
削減

⑫ 排出枠の削減  
削減

⑬ 排出枠の削減  
削減

⑭ 排出枠の削減  
削減

⑮ 排出枠の削減  
削減

⑯ 排出枠の削減  
削減

⑰ 排出枠の削減  
削減

⑱ 排出枠の削減  
削減

⑲ 排出枠の削減  
削減

⑳ 排出枠の削減  
削減

㉑ 排出枠の削減  
削減

㉒ 排出枠の削減  
削減

㉓ 排出枠の削減  
削減

㉔ 排出枠の削減  
削減

㉕ 排出枠の削減  
削減

㉖ 排出枠の削減  
削減

㉗ 排出枠の削減  
削減

㉘ 排出枠の削減  
削減

㉙ 排出枠の削減  
削減

㉚ 排出枠の削減  
削減

㉛ 排出枠の削減  
削減

㉜ 排出枠の削減  
削減

㉝ 排出枠の削減  
削減

㉞ 排出枠の削減  
削減

㉟ 排出枠の削減  
削減

㊱ 排出枠の削減  
削減

㊲ 排出枠の削減  
削減

㊳ 排出枠の削減  
削減

㊴ 排出枠の削減  
削減

㊵ 排出枠の削減  
削減

㊶ 排出枠の削減  
削減

㊷ 排出枠の削減  
削減

㊸ 排出枠の削減  
削減

㊹ 排出枠の削減  
削減

㊺ 排出枠の削減  
削減

㊻ 排出枠の削減  
削減

㊼ 排出枠の削減  
削減

㊽ 排出枠の削減  
削減

㊾ 排出枠の削減  
削減

㊿ 排出枠の削減  
削減

特に排出量の多い企業を対象に、効果的かつ費用効率的な排出削減取組を促進

※特に排出量の多い企業…CO2の直接排出量10万トン以上の企業で、製鉄や石油、化学、発電などの大手300～400社ほどが対象になる見込み

### 化石燃料賦課金（2028年度～）

- 化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を賦課するもの。
- 化石燃料の輸入事業者等に支払い義務。転嫁を通じて社会全体で、化石燃料の使用に伴うコストを負担。

化石燃料の需要家に対して、排出量取引よりも広範に行動変容を促すことが可能。

**お問合せ先** 地域企業のカーボンニュートラル支援全般に関するお問合せ  
九州経済産業局資源エネルギー環境課、カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室  
電話：092-482-5513、5467

## なぜカーボンプライシングなのか？

企業に脱炭素への投資を促す環境を整備するためです。CO2排出量が多い企業には、脱炭素投資支援も活用してもらいつつ、10年間で先行して、脱炭素投資や排出削減の取り組みを促します（支援）。一方で、その10年間とさらにその先を通じて、徐々にカーボンプライシングの強度を上げ、将来の予見可能性を確保する形で排出量に伴う負担水準を引き上げていきます（規制）。

このように支援と規制を組み合わせることで、脱炭素のための早期の設備投資を促します。企業に対して金銭的な負荷をかけること自体が目的ではなく、脱炭素投資を決断しやすい事業環境を整備することが最大の目的です。

### カーボンプライシングと組み合わせたGX投資支援策

① 投資支援  
20兆円規模の予算措置  
制度枠措置

② トランジション・ファイナンス  
金融機関（アジア世界を含む）

③ CP・規制  
当国債の負担から、格別に引き上げていく方針を表明した経産省  
23FY、GXトータル排出量取引制度  
26FY、排出削減取組の支援  
28FY、化石燃料賦課金の導入  
23FY、新機軸・トランジションの導入

④ 投資支援  
研究開発・スタートアップの育成・事業創出

⑤ 投資支援  
20兆円規模の予算措置  
制度枠措置

市場原理に基づくGXビジネスの発展

## 地域の企業にできることは？

地域の企業の多くは、カーボンプライシングは直接課されませんが、サプライチェーン上でのカーボンニュートラル達成のために取引先からCO2排出量削減を求められたり、エネルギー価格へ転嫁されることが想定されます。早くからCO2排出量やエネルギー使用量を見える化する、CO2の排出量削減、省エネ・非化石転換の取組をすることで、将来的な負担を減らすことができます。

### 【地域の企業にできる取組・支援制度】

① 見える化する  
(例：省エネ診断、省エネ最適化診断 等)

② 省エネ設備に更新する  
(例：省エネ・非化石転換補助金)

省エネ診断  
(国) 省エネ診断 (一社) 省エネ最適化診断ホームページより

省エネ設備に更新する  
(国) 省エネ・非化石転換補助金 (国) 省エネホームページより

その他、経済産業省ホームページにて、中小企業が活用できるカーボンニュートラル支援施策をご紹介します。  
[https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/SME/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html)

令和7年12月19日  
排出量取引制度小委員会  
中間整理  
排出枠の割当ての実施指  
針等に関する事項につ  
きとりまとめを実施  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/emissions\\_trading/pdf/20251219\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/20251219_1.pdf)



九州経済産業局作成

# GX産業立地政策について

大分県資料 p5より

## 「GX戦略地域制度」の創設

(1) GX推進にかかる国の主な動き

- 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に備在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。
- ①～③類型では、自治体及び企業が計画を策定し、参画した上で、国が地域を選定し、支援と規制・制度改革（国家戦略特区制度とも連携）を一体的に措置する。④類型では、脱炭素電源を活用する事業者支援を行う。



## コンビナート等再生型における支援

■ 自治体等の強いコミットを前提として、「世界で勝てるGX産業拠点の形成」を目指す取組に対して、**インフラ整備や企業誘致、事業収益性の向上を大胆に支援していく。**

- 既存支援の活用
- 新規支援
- 公募申請の内容に応じて今後具体化

### 具体的な支援※1

既存用地・設備の有効活用を促進	① 共用インフラの整備支援	⑪	必要な規制・制度要望への対応 (国家戦略特区制度とも連携)
	② 既存設備の転換支援※2	③ 先行的・計画的な電力系統の整備	
GX新産業の担い手の呼び込み	④ 設備撤去等、用地転換の迅速化を促す支援	④	
	⑤ その他インフラ整備に係る支援	⑤	
	⑥ 事業化促進支援（補助率：1/2）	⑥	
事業収益性の向上を促進	⑦ 国内外からの投資の呼び込み	⑦	
	⑧ ディープテックスタートアップの支援（①補助率：1/2）	⑧	
	⑨ GX推進機構等による出資・債務保証等の金融支援	⑨	
	⑩ 価格低減を前提とした、真に競争力のある製品に対する需要創造支援	⑩	

※1 予算編成の議論等を経て措置が確定することに留意。※2 排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業。※3 GX戦略地域に限らない支援も含まれていることに留意。

令和7年12月22日 GX戦略地域制度を通じたGX産業クラスターの創出 -中間とりまとめ  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/sangyoritchi\\_wg/pdf/summary.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/sangyoritchi_wg/pdf/summary.pdf)



大分県資料 p5より

## 「GX戦略地域制度」の創設

(1) GX推進にかかる国の主な動き

- 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に備在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。
- ①～③類型では、自治体及び企業が計画を策定し、参画した上で、国が地域を選定し、支援と規制・制度改革（国家戦略特区制度とも連携）を一体的に措置する。④類型では、脱炭素電源を活用する事業者支援を行う。

「GX戦略地域制度」の類型

**① コンビナート等再生型**

コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成



**② データセンター集積型**

電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成



**③ 脱炭素電源活用型 (GX産業回廊)**

脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成



**④ 脱炭素電源地域貢献型**

(脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押し)

出所)内閣府GX実行推進室「GX戦略地域制度を通じたGX産業クラスターの創出-中間とりまとめ-(令和7年12月22日)」

## 脱炭素電源地域貢献型における支援

- 脱炭素電源を活用して付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用電源の立地地域に貢献する事業者に対して、設備投資の支援を実施していく。

○ 既存支援の活用 ● 新規支援  
○ 公募申請の内容に応じて今後具体化

### 具体的な支援※1

- 1 脱炭素電源を活用する製造事業者への設備投資支援（補助率：最大1/2）※2**
  - 支援対象：建物費（土地代は除く）、機械装置費等
  - 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
    - ・ 高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業であること
    - ・ 脱炭素電力を100%活用すること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること 等
  - 支援強度：以下の(A)～(C)の価値に応じて、補助率／補助上限等を調整する。 ※価値の高さ：① > ②
    - A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い
      - ① 使用する電源立地地域に企業立地
      - ② その他に企業立地し、使用する電源立地地域に対して地域共生基金への出えん、企業版ふるさと納税等
    - B) 電源との結びつき
      - ① PPA契約の活用
      - ② 脱炭素電力メニューの活用
    - C) 電源の種類
      - ① 新設・再稼働電源の活用
      - ② 既設電源※3の活用
- 2 脱炭素電源を活用するDCの整備支援（補助率：最大1/2）※2**
  - 支援対象：DC建物、冷却設備、受電設備等 ※GPU除く
  - 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
    - ・ 脱炭素電力を100%活用していること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること
    - ・ 日本の計算資源分野の競争力強化に資すること等
  - 支援強度：上と同様。なお、DCの場合は使用電源の立地都道府県への企業立地を必須要件とする。

※1 予算編成の議論等を経て措置が確定することに留意、 ※2 中堅・中小：最大1/2、大企業：最大1/3を想定

令和7年12月22日 GX戦略地域制度を通じたGX産業クラスターの創出 -中間とりまとめ  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/sangyoritchi\\_wg/pdf/summary.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/sangyoritchi_wg/pdf/summary.pdf)



## 「日本成長戦略」の柱としてのGX

- 国際情勢等も踏まえ、我が国は、「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の3つを同時追求するGXをぶれずに進め、その中でこれまで以上に「エネルギー安定供給」と「経済成長」を重視し、「国産エネルギー」を強化するための「危機管理投資」と「成長投資」を集中実施。

### 「3つの投資」と内外一体の産業戦略の推進

#### 「エネルギー安定供給強化」に向けたGX投資

- ① 次世代国産エネルギー開発（ペロブスカイト、次世代型地熱、フュージョンエネルギー等）の抜本強化
- ② 系統増強や水力・原子力等の脱炭素電源への支援
- ③ 次世代火力発電等の推進（水素/アンモニア混焼等）等

#### 「GX産業クラスター」の創出に向けた投資

- ① 産業資源であるコンビナート等の再生・新産業拠点
- ② データセンター集積地の効率的な形成
- ③ 脱炭素電源を活用した新たな産業立地

#### 未来につながる「GX成長投資」

- ① 世界に勝てる新たなGX産業創出（自動車、蓄電池、AI・半導体、GX素材産業等）
- ② 中小企業等の省エネ投資
- ③ 暮らしのGX化（断熱窓、GX志向型住宅等）

#### AZEC等の枠組みも活用したグローバル市場形成

#### 地域未来戦略

地域ごとの産業クラスターの  
戦略的形成

#### 日本成長戦略

「危機管理投資」・「成長投資」による  
強い経済の実現



令和7年12月22日 第16回GX実行会議資料

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\\_jikkou\\_kaigi/dai16/shiryo1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai16/shiryo1.pdf)



資料4 参考資料

## 「地域未来戦略」で取り組む内容

### 地域未来戦略

(所信演説) “地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成していくことで、「地域未来戦略」を推進します。”

**地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援**

#### 地域ごとに戦略産業クラスター計画を策定

※ 日本成長戦略会議で挙げた戦略分野を中心に、地域のコミットメントを得ながら、知事も連携し策定。

#### 知事主導で

**各都道府県における地場産業の成長プランを策定**

#### ① 成長投資促進策と一体のインフラ整備

- **成長投資の促進**
  - ・成長投資促進策の検討  
【日本成長戦略会議で議論】
  - ※ 別の会議体を中心に検討される予定。
- **GX産業立地**
  - ・「GX戦略地域」を選定し、支援と規制・制度改革を一体的に措置  
【GX実行会議WGで議論】
- **投資と一体での関連インフラ整備・人材育成**
  - ・地域毎の投資・インフラ・人材需要を可視化し、必要な措置を検討

#### ② 地域産業のエコシステム形成

- **中堅・中小企業の投資・ビジネス展開**
  - ・中堅・中小等の大規模設備投資への支援
  - ・地域経済全体を底上げする100億企業の創出
  - ・地域を支える中小・小規模事業者の持続的な発展に向けた支援
  - ・地域波及効果の高い企業への重点支援
- **地域イノベーション支援**
  - ・地方大学発、高専発スタートアップの創出・成長支援
  - ・地方大学や産総研の産官学連携拠点整備
- **人材育成・確保支援**
  - ・大企業人材の活用促進（レビヤリ等）
  - ・地域一体での人材育成・確保

#### ○ 産業用地の確保促進（集積立地の促進）

- ・産業用地整備に関する金融措置等の検討
- ・規制見直し（緑地規制、工業用水等）に係る検討

#### ○ エssenシャルサービスの維持向上

- ・産業の担い手の確保のため、生活関連サービス供給の持続化の支援枠組みの創設を検討

**国内投資・立地促進に向け法制的な措置を検討**



令和7年12月4日 第一回地域未来戦略本部 資料4参考資料

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/kaisai\\_jokyo/dai1/gijishidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/kaisai_jokyo/dai1/gijishidai.html)

# CNP認証（コンテナターミナル）制度について

令和8年1月13日



国土交通省 九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所

国土交通省は、「2050年カーボンニュートラル」等の政府目標の下、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進しており、令和7年3月、「CNP認証(コンテナターミナル)」を取りまとめ、制度を創設しました。

認証書 1枚目(イメージ)



認証書 2枚目(イメージ)

xx港xxターミナル		 CNP Certification
概要		
申請者		
評価対象となる事業者 A		
評価対象となる事業者 B		認証レベル Level xx
評価対象となる事業者 C		
【特徴】		排出量原単位 xx kgs CO <sub>2</sub> / TEU
● 脱炭素化の取組に関する 写真を追加ください。	● 脱炭素化の取組に関する 写真を追加ください。	● 脱炭素化の取組に関する 写真を追加ください。
写真の説明	写真の説明	写真の説明

## 制度概要

- 目的 : カーボンニュートラルポート (CNP) の形成に向けたコンテナターミナルにおける脱炭素化の取組の透明化を図り客観的に評価することにより、当該取組を促進することを目的とする。
- 対象 : 本認証制度の認証等の対象は、国内の港湾のコンテナターミナルとする。
- 申請者 : 本認証制度の申請者は、港湾管理者が運営する公共ターミナルの場合は港湾管理者、民間事業者が運営する公共ターミナルの場合は借受者又はターミナルオペレーターとする。



CNP Certification

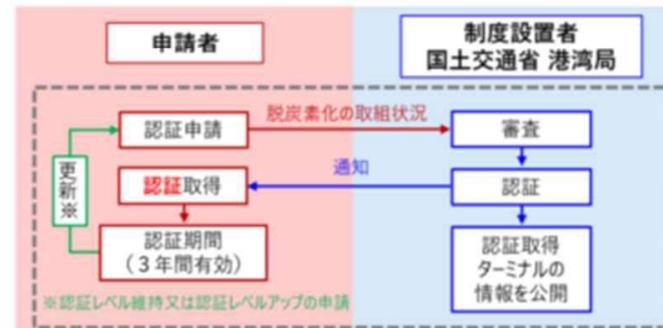
CNP認証ロゴマーク

## CNP認証(コンテナターミナル)で評価する脱炭素化の取組例



- ターミナルにおける脱炭素化の取組の実施状況に応じてレベル1からレベル5までの多段階の認証レベルで評価する。

## 申請・認証等の流れ



- 認証の有効期間は3年とする。
- 認証の更新又は認証レベルの変更を希望する場合、設置者に申請するものとする。認証レベルの変更は、認証の有効期間内でも申請することができる。
- 申請料は当面无料とする。
- 令和7年6月30日(月)から申請受付を開始。

CNP認証ポータルサイトに「制度要綱」「ガイドライン」「申請様式」等を掲載  
認証結果もポータルサイトにアップロード。

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr4\\_000088.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr4_000088.html)



CNP認証（コンテナターミナル）

## CNP認証（コンテナターミナル）

CNP認証とは 申請について 制度要綱・ガイドライン ログについて 認証状況 English

国土交通省は、「2050年カーボンニュートラル」等の政府目標の下、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入設備の整備等を回るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進しており、令和7年3月、「CNP認証（コンテナターミナル）」を取りまとめ、制度を創設しました。  
本認証制度は、CNPの形成に向けたターミナルにおける脱炭素化の取組の透明化を回り客観的に評価することにより、当該取組を促進することを目的とするものです。

✦ 新着情報

2025年03月21日  
◎ CNP認証（コンテナターミナル）を創設しました！

### CNP認証（コンテナターミナル）で評価する脱炭素化の取組例

ターミナル自身における脱炭素化の取組例

- LED照明のLED化
- 太陽光発電の導入
- 省エネ機器の導入
- 省エネ設備の導入

ターミナルの業務における脱炭素化の取組例

- 電動フォークリフトの導入
- 電動トラックの導入
- 電動ショベルの導入
- 電動クレーンの導入
- 水素・アンモニアの受入設備の整備
- 水素・アンモニアの貯蔵設備の整備
- 水素・アンモニアの供給設備の整備

## 認証制度の骨格

・制度要綱 第4条、第6~9条  
・ガイドライン 2.、4.

### (1) 設置者

本認証制度は、国土交通省港湾局が設置する。

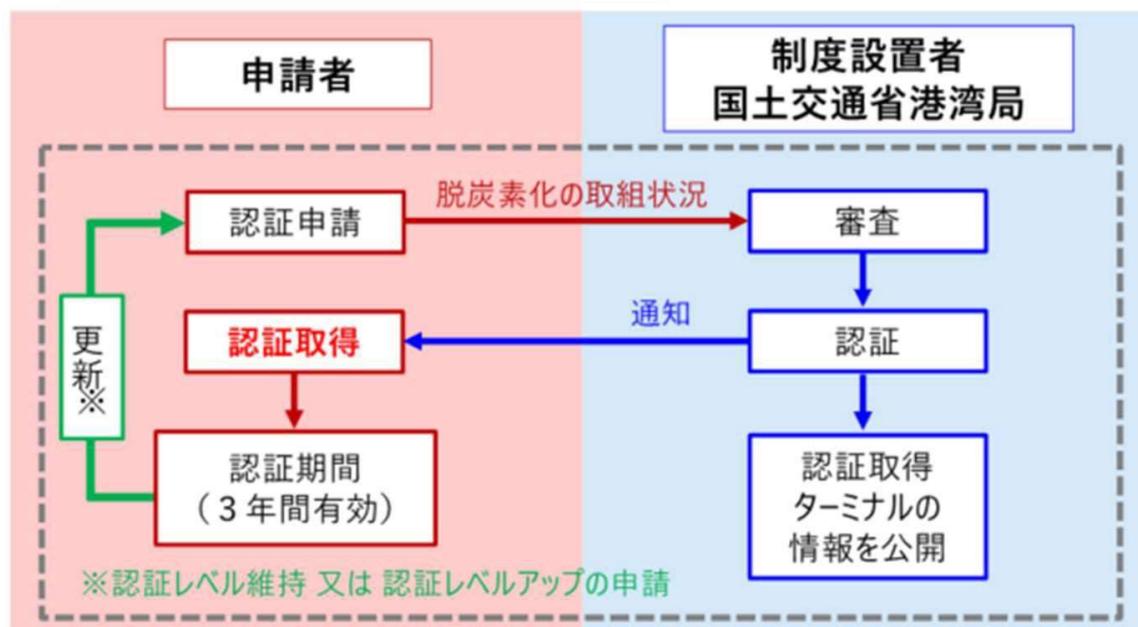
### (2) 認証対象

本認証制度の認証等の対象は、国内の港湾のターミナルとする。このうち、当面、コンテナターミナルを認証等の対象とする。

### (3) 申請者

本認証制度の申請は一体的に運営されるターミナル単位で行うものとする。申請者は、港湾管理者が運営する公共ターミナルの場合は港湾管理者、民間事業者が運営する公共ターミナルの場合は借受者又はターミナルオペレーターとする。また、申請者とは別に、ターミナルオペレーター及び評価対象となる施設の所有者がいる場合には、その同意を得たうえで申請するものとする。

## 認証等の流れ (イメージ)



- 本認証制度の認証を受けることを希望する申請者は、制度要綱に基づき、設置者に認証を申請する。
- 設置者は、審査を行い、当該申請内容が認証レベル毎に設定された要求事項を満たす場合、当該レベルを認証する。
- 認証の有効期間は3年とする。
- 認証の更新又は認証レベルの変更を希望する場合は、設置者に申請するものとする。認証レベルの変更は、認証の有効期間内でも申請することができる。
- 申請料は当面無料とする。

## (申請者の手続き等)

第6条 本認証制度の申請者に関する手続き等は以下のとおりとする。

- (1) 申請書類 申請者は、申請書に所定の内容を記載し、所定の添付書類とともに、設置者に提出するものとする。
- (2) その他 その他必要な手続きについては、設置者が定めるものとする。

- ・申請を希望するターミナルは、申請書等を添付のうえ、電子メールにて提出いただきます。
- ・提出先メールアドレス:申請者は以下の連絡先リストからターミナルを管轄する地方整備局等の連絡先を選び申請をお願いします。  
例) 苫小牧港の申請者様は北海道開発局: [hqt-hokkaido-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-hokkaido-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp)のメールアドレスへ送付。

地方整備局等	連絡先
北海道開発局	<a href="mailto:hqt-hokkaido-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-hokkaido-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
東北地方整備局	<a href="mailto:hqt-tohoku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-tohoku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
関東地方整備局	<a href="mailto:hqt-kanto-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-kanto-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
北陸地方整備局	<a href="mailto:hqt-hokuriku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-hokuriku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
中部地方整備局	<a href="mailto:hqt-chubu-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-chubu-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
近畿地方整備局	<a href="mailto:hqt-kinki-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-kinki-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
中国地方整備局	<a href="mailto:hqt-chugoku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-chugoku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
四国地方整備局	<a href="mailto:hqt-shikoku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-shikoku-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
九州地方整備局	<a href="mailto:hqt-kyushu-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-kyushu-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>
沖縄総合事務局	<a href="mailto:hqt-okinawa-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp">hqt-okinawa-cnp-certificate@gxb.mlit.go.jp</a>

・なお、上記メールアドレスには以下メンバーが含まれております。

- ①国土交通省港湾局CNP推進室 CNP認証担当者 ②地方整備局等担当者

・メール宛名は「国土交通省港湾局 産業港湾課CNP推進室 CNP認証担当宛」でお願いします。

# 【参考】CNP認証(コンテナターミナル)取得状況

認証日	港湾名・ターミナル名	認証レベル	認証書	ターミナルの概要
令和7年9月25日	博多港アイランドシティコンテナターミナル	レベル5+ ★★★★★	認証書	ターミナルの概要
令和7年9月25日	川崎港コンテナターミナル	レベル4+ ★★★★☆	認証書	ターミナルの概要
令和7年9月25日	名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナル	レベル3++ ★★★☆☆	認証書	ターミナルの概要
令和7年9月25日	大阪港南港コンテナターミナル C-1/4	レベル2+ ★★☆☆☆	認証書	ターミナルの概要
令和7年9月25日	高松港コンテナターミナル	レベル1 ★☆☆☆☆	認証書	ターミナルの概要
令和7年11月5日	大阪港夢洲コンテナターミナル C10,C11,C12	レベル2++ ★★☆☆☆	認証書	ターミナルの概要
令和7年11月5日	八戸港多目的国際物流ターミナル	レベル1 ★☆☆☆☆	認証書	ターミナルの概要